

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第6回議事録

消費者庁食品表示企画課

第6回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年11月17日（金）14:00～16:00

場 所：合同庁舎第4号館 共用220会議室

1. 開 会

2. コーンフレークの検査法の検討状況及びDNA等の検出の可能性のある食品の取
扱いについて

3. 遺伝子組換え表示の表示方法の考え方

4. その他

5. 閉 会

○湯川座長 それでは、定刻となりましたので、第6回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

委員の出席状況ですが、本日は委員全員が出席となっております。

カメラの関係は、時間が限られていますけれども、撮られましたら退席をお願いいたします。報道関係の方は、傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

(報道関係者移動)

○湯川座長 それでは、事務局から本日お配りしております資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧とあわせて御確認をお願いします。

まず、議事次第。

次に、座席表。

資料1、「遺伝子組換え表示の表示方法の考え方(案)」。

それから、本日は立川委員と武石委員から資料を御提出いただいております。

以上が本日の配付資料でございます。お手元の資料に過不足・落丁等がございましたら、事務局にお申しつけください。また、本日、近藤委員からも資料を御提出いただいておりますが、皆様には配付せず、スクリーンに投影をいたします。投影画像の撮影は御遠慮いただきますようお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、検討に入る前に、私から今後の検討スケジュールを確認させていただきます。

本日は、初めに、前回の検討会でお約束しましたコーンフレークの検査法の検討状況について、近藤委員から報告をいただきます。その後、前回整理していただいた論点の大きな柱である遺伝子組換え表示の表示方法について議論したいと思います。論点3になります。ここには、消費者にとってわかりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討、「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討の2つの論点がありました。これらを順番に議論していただきます。これらの議論が一通り終わりましたら、各論点をつなぎ合わせて制度全体を俯瞰して議論いただく時間を設けたいと思っております。

前回、論点1、2につきまして、私から座長のまとめという形で申し上げましたが、そのことで前回の検討会終了後に各所から質問等を受けました。前回のまとめは、議論の状況から見た一定の方向性を示したというもので、もちろんこれをもってこれらの論点について検討を終了し、議論を閉めたというものではありません。このことは改めて確認をさせていただきます。委員の皆様からは制度全体を見渡す議論の中で各論点に関する御意見をいただき、さらに議論を深めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

具体的には、論点1、2、3、4を通して議論を進め、その後、骨子という形で全体の議論をまとめる形になりますので、そこでもう一度皆さんに議論を振り返っていただく時

間を設けるという趣旨でございます。

それでは、議事次第の2に入ります。「コーンフレークの検査法の検討状況及びDNA等の検出の可能性のある食品の取扱いについて」、この検査方法の検討状況につきまして、近藤委員から報告をお願いいたします。

○近藤委員 国立衛研の近藤でございます。

コーンフレークの現状につきまして、スライドを使いまして御説明したいと思います。このスライドでは、まず、前半に遺伝子組換え食品の検査の加工品の検査のイメージを何枚かのスライドでお示しした後に、コーンフレークの検討状況について御報告したいと思います。

(PP)

遺伝子組換え食品の検査では、DNAの短い配列をターゲットとして用いております。長さとしましては、大体100～120塩基長、こういうところを標的として、PCR反応で増幅させて増幅産物を検出するという検査の方法であります。

(PP)

こういう方法を使うと検出できるのですが、加工品の場合はどうなるかといいますと、加工過程で当然DNAが切断されてきます。そうすると、標的としたところが増幅できないということで、加工品の場合は加工過程でDNAが切断されたサンプルについてはターゲットが増幅されない。つまり、検出できないということが生じてきます。

(PP)

トマトの例を使って見ていただきたいと思いますのですが、これは生のトマトから加工度が高い順番に右から左に並べています。この図の見方としましては、電気泳動の図でございますが、生のトマトは電気泳動でどれぐらいの長さのDNA断片が存在するかということを示している電気泳動の図でございます。100置きですけれども、600、500、400、300、200、100という長さのものがそのサンプル中に存在しているかということを示しております。生のトマトの場合は、当然加工しておりませんので、一番長い600塩基長のもののバンドが見えてくる。これがだんだん加工していくと長いDNA断片が見えなくなっていくということで、加工の程度が高いほどDNAの断片化が進んで、最終的には100塩基長のDNA断片が見えるか見えないかという状況になってくるということでございます。

(PP)

先ほどの結果をテーブルにしたものがこの図でありまして、加工前の加工していないような、生のトマトの場合は長いDNA断片が見えますけれども、加工度が上がるにつれてだんだん長いDNA断片もさらに断片化が進んで見えなくなってきたり、最終的には非常に高い加工度のもの、この場合のトマトのケチャップソースなどでは、100が見えるかどうか、92の断片がようやく見えるかどうかという状況になってまいります。

(PP)

したがって、これまでの報告で既に油やしょうゆはDNAが残存していないということ

で検出不可でありましたけれども、それ以外に、加工度が高い製品につきましても100以下にDNAが断片化されていると、検査に必要な長さのDNA断片、標的がないということになりますので、そういう場合は増幅できないから検出不可になるという状況が生じます。

(PP)

さらにもう一つ、DNA断片が残っていても、その濃度が検出限界の濃度以下であったら、それもはかれないということになってきます。検出限界の考え方としましては、コーデックスで規定されているように、本来の陽性の試料が95%の確率で検出できるという濃度を規定しているわけでありまして、したがって、いろいろな公定法の検査などでは、あるサンプルが違反かどうかということとを判定する場合には、この考えにのっとりまして陽性かどうかを判定する。つまり、もし21回検査を試みて、20回の検査で出れば、それは95%の確率で検出できたということで陽性と判定します。逆に、それ以下の頻度で検出できたものについては、それ以上判定しないという考えで検査法を運営しているところでございます。

(PP)

まとめますと、加工品で検出に必要なことは、DNA断片が残存し、かつ、その濃度が検出限界以上であることが必要になってまいります。

(PP)

ここからは、昨年度から行っておりますコーンフレークのDNA検出についての現状報告でございます。

(PP)

昨年度から引き続き検討しておりますコーンフレークです。このスライドは調査した12製品の概要でございますけれども、コーンフレークのプレーン、何もコーティングしていないプレーンのものから、チョココーティングのコーンフレーク、フロストと呼ばれる砂糖がコーティングされているような製品、この3種類からランダムに製品を選んで検査に用いました。

(PP)

まず、昨年度の報告から示しますが、昨年度は5製品について行いました。これは既に報告している結果でございますけれども、このときはプレーン3種類とチョココーティングのコーンフレークを5検体はかって、全ての検体において検出できたという報告をいたしました。ここに数字が示してあるのは、通常の遺伝子組換え食品で行うPCRの検査の値になりまして、Cqという値なのですけれども、これが43より小さい値で出たときは検出できたということで、数値を書くようにしております。その数値がここに示しております。昨年度は全ての検体から検出できたということを報告しておったわけですがけれども、この数字をよく見ると、数値のばらつきが非常に大きいことがわかって、しかも濃度的に30後半のものが多い。一般的に検査の検出限界は大体38ぐらいになりますので、かなり低濃度であることとばらつきが大きいということで、今年度はさらに再現性を確認する意味で対象

製品をふやして検討を行っておりました。

(PP)

その結果ですけれども、昨年度購入いたしました製品のうち3つは既にことし製造中止で入手できなかったために、昨年度に用いたものと同じ製品は3番と5番、それ以外は今年度に新たに購入した製品でございます。結果としては、いずれの製品からも検出することができませんでした。

(PP)

そこで、さらに安定的に検出できる方法を改良するために、標的の配列を短くする。つまり、DNAの断片化が進んでも検出し得るような短いターゲットを標的とした新しい方法を改良法として作成いたしまして、検査をいたしました。

(PP)

これは先ほどと同じサンプルで改良法等を用いて行ったものであります。そうしますと、数値が出ているので検出はできたのですけれども、検出限界あるいはそれ以下と思われるような数値で、辛うじて検出できたという状況でありましたので、出るものもあるし、出ないものもある。2回抽出して2回測定で出たり出なかったり、そういう状況で検出されたということでございます。

(PP)

そこで、これをさらに検証するために他機関での検証が必要ですので、他機関での検証を行うに当たって、まず、この10製品の中から3つのサンプル、つまり、プレーン、フロスト、チョコの代表的なサンプルをそれぞれ選びまして、これをほかの機関に検証していただくということを行いました。検出を行うに当たりまして、選んだ3製品を国立衛研でもう一度測定したところ、製品によって、出なかったり、出るものがあったり、1回目の抽出は出たけれども2回目の抽出は出ないという結果でございました。

(PP)

これは、他機関で検証していただいた結果でございます。同じ検体を送付いたしまして測定していただいたのですけれども、機関Aでは全て不検出だったということでありました。機関Bにおいては、出るものもあったけれども、ほとんど出なかった、不検出という結果になりましたので、改良法をもってしてもなかなか安定的に検出することは現段階でも難しいということになっております。引き続き、これは検討していきたいと考えております。

(PP)

ここからは参考資料でございますが、現在、トウモロコシのDNAをターゲットとしておりますので、トウモロコシのDNAがどれぐらい熱で分解されるかというところを、簡単な熱処理をしたものについて電気泳動で流してみました。そういたしますと、熱処理前はここに大きなDNA断片がここに見られますけれども、これは大きき的には数十キロ塩基長です。これは、95度で5分すると、どんどんバンドが見えなくなって、赤で囲ったスメア状になって、かなり分解が進んでいっていることがわかります。30分以内でほとんどが100塩基長以

下に変化しているということで、非常に熱に弱い、熱処理に弱いということがここで見て取れます。コーンフレークの加工過程でも数分程度の加熱がかかることから、コーンフレークでの検出が難しいのは、これが一つの原因と考えております。

(PP)

これも参考資料なのですが、検出できたり検出できなかったりするというのはどれぐらいの量を見ているのかということ調べたものであります。これはトウモロコシのゲノムを抽出いたしまして、それを1ナノグラムから10倍ずつ希釈して、最終的に1フェムトグラムまで希釈したものがどこまで出るかということ調べたものであります。これは従来法と改良法で行いましたけれども、100ピコグラムまでは安定的に出る。それ以下の10ピコグラムでは出ない。11回やると数回は出ないということが起きて、最終的に完全に出なくなるということでありまして、現在、トウモロコシの内在性遺伝子の検出につきましては、出たり出なかったりする濃度は大体10ピコグラムと考えます。これは、現在、この検査で見ているターゲットの分子の大きさが6万ぐらいありますので、そうすると、イメージとしましては、農薬分析としてのイメージですと、大体物としては100フェムトグラムのものを見ているというイメージでございます。

(PP)

以上、コーンフレークのまとめでございますけれども、これまでの結果としましては、コーンフレーク製品中のDNA残存量がまずは少ないということが1つ。それから、これが一番の原因だと思われませんが、コーンフレーク中のDNAはかなり断片化が進んでいるということが挙げられる。したがって、現在はサンプリング量をふやすなどの検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○湯川座長 近藤委員、どうもありがとうございました。

ただいまの報告に対する御質問、あるいは、今後組換えDNAなどの検出の可能性があるとされる食品が出てきた場合の取り扱いなどにつきまして、御意見を求めたいと思います。どなたからでもよろしく申し上げます。

今村委員。

○今村委員 大変な作業をお疲れさまでございました。

これは、トウモロコシの内在性遺伝子について検知をどこまでやれるかをしたと理解しました。そうすると、コーンフレークが検知できないとなったら、トウモロコシ自身を使っているかどうかの特定さえもできないという状況だと見えるのですけれども、そう理解してよろしいですか。

○近藤委員 内在性が検出できないということは、それに入っているかどうかもわからないという結果になると思うので、そのとおりだと思います。

○今村委員 わかりました。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○今村委員 もう一つ、10ピコグラムと一番最後に濃度として出てきたのですけれども、これはトウモロコシを10ピコグラムまぜた濃度と考えていいのでしょうか。

○近藤委員 トウモロコシの抽出したDNAの重さになります。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

私から1点質問なのですが、DNAの濃度も関係するということでお話があったのですが、PCRは倍々、2倍・2倍・2倍でどんどんふやしていくという技術ですので、早い話がターゲットとするDNAが1つでもあれば検出できるのではないかと思うのです。そこまで低濃度でも検出できるとなれば、余り濃度は関係ないのではないかと素人考えで思ったのですが、濃度についてどのように考えればいいのでしょうか。

○近藤委員 原理的には、その一部でもあれば、そのターゲットとなる長さのDNAがあれば、1分子でもできる。ただ、抽出ジーンの中には、いろいろなターゲットの遺伝子が、ほかの作物由来の遺伝子とかも入っているので、そこから大部分のほかの試料DNAの中に埋もれている1分子を検出するというのはなかなか技術的に難しいことが生じるということです。

○湯川座長 つまり、サンプルを取り出した中に、結局、DNAが入っていないほど低濃度であれば検出できないということになるわけですね。

○近藤委員 原理的に、純粋にその分子だけがその溶液中にあれば1分子でも出ると思うのです。ただ、加工品を抽出したDNAの中にいろいろなもののDNAがあるので、その中に1分子であるものをPCRの反応で拾ってくるというのは、夾雑物の反応阻害とかもあるので、なかなか難しい。

○湯川座長 ある程度の濃度がないと検出できないという話になってくるわけですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 私も検知については素人なので、素人質問なのですが、このDNAを検知できるかどうかというときに、スタックなどが入っていた場合は考え方が変わるのでしょうかという点が1点。

もう一点は、95%の統計的な有意水準で見られるということですが、実際に公定法のプロトコルの中では何回テストをしてその統計的な水準に達したかどうかを確認されるのかということ、補足的にお教えいただければと思います。

○近藤委員 まず、最初のスタックなのですけれども、例えば、遺伝子組換えの検査のスクリーニング法では、共通配列をターゲットにしているので、それはシングルでもスタックでも関係ない。

2つ目は何でしたか。

○立川委員 95%水準を満たすためには何回テストをするかという質問です。

○近藤委員 例えば、厚労の未承認の試験などでは実効性を考えて今のところ4回でやっ

ています。そのDNAから4回出たら、もう数回繰り返すので、最終的には必要な数をやる。それで最終的に判定をすることになる。

○立川委員 基本的には4回でやるということですね。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

今、技術的な御質問が幾つか続きましたけれども、コーンフレークにつきましては、表示の対象の食品にするかどうかということも含めて議論していただきたいと思っております。これは前回の検討会で議論しました論点1とも関係する話なのですが、それともあわせて議論していただければと思っております。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 立川委員よりもっと素人なのでこの技術的な議論についていけないのですが、前回の議論では、コーンフレークはDNAが検出できると。ですから、事業者のヒアリングでもコーンフレークはこれだけ検出できたら表示拡大できるよねという話に進んでいたと思うのですが、今回、このように検出できないほうが多いという結果になって、すごくびっくりしているというのが正直なところなのです。

ですから、前回のデータと今回のデータでどこが違うのかというのが、例えば、DNAが断片化しているとか、熱に弱いとかというお話がありましたけれども、どこがどのように変わって結果が変わったのかというのは、もう少し素人にわかるように説明していただけるとありがたいです。

○近藤委員 これは昨年度の結果ですが、数値を見ていただくとわかるのですが、普通の検査では、安定的に出るときは、この数字が31で、せいぜい±1～2ぐらいでしかばらつきがないのですが、かなりばらつきがあるということで、サンプルの製品中のDNAの均一性が非常に悪いということが一つの原因だと思います。

もう一つは、昨年度に購入したうちの3製品については、同じ製品が今年度は入手できなかったもので、新しいロットになって、そのうちの3、5はことしも入手できたのですが、これは昨年度のものとは同一のものではない。違うロット、製品になりますので、実際にどこがどう違うかということとははっきりとはわかりませんが、恐らくDNAを抽出したときの製品間のばらつきが非常に大きいのではないかと考えています。

○湯川座長 私が補足していいかどうかあれですが、ロットが違いますと、微妙な処理条件の違いで、温度とか圧力によりそう大きくはないとは思いますが、違いが生じる。これぐらいぎりぎりのところではかっている場合だと、そういう差が影響することも考えられます。

ほか、いかがでしょうか。

松岡委員、いかがですか。

○松岡委員 難しくてわかりません。

○湯川座長 今村委員、お願いします。

○今村委員 補足のコメントなのですが、遺伝子組換えの検査は非常に不安定なの

です。だから、組換えの検査をする物にどれだけ熱をかけたかというのがちょっと違うと全然違う結果になってしまって、そもそもコーンフレークはずっと出るものだと思っていたのですけれども、たくさんやってみたら熱のかかり方が多分違うものがあった、思ったより遺伝子が不安定なので壊れてしまっていて確定できないということなのだと私は理解しました。結局、トウモロコシの遺伝子の中に入っているかどうか分からないと、トウモロコシがその物に入っているか、使っているかどうか分からないので、取り締まり以前の問題になってしまうという状況に、検査結果としては出たのだと思います。わかりますかね。

○湯川座長 ありがとうございます。

原材料表示の真偽という話になってこようかと思えますけれども、今のところは原材料表示を全て科学的に検証しているというわけではありませんので、表示の制度が根幹から揺らぐという話にはなっていないかと思えます。ほか、いかがでしょうか。

澤木委員。

○澤木委員 AとBの2カ所の他機関でやっていらっしゃるのですが、それは同じサンプルを使って同じ方法でやっていらっしゃるのでしょうか。

○近藤委員 これは検証のバリデーションの一種ですから、同じサンプルプロトコルを、このとおりやってくださいというものを渡してやっているということです。

○澤木委員 それでそんなに違ってくるということなのですね。

○近藤委員 はい。

○湯川座長 今の近藤先生のお話ですと、他機関でやっても出なかったということで、各機関で大きな差が出たという結論ではなかったわけですね。

○澤木委員 改良法でやった場合は、一応出てはいるのですね。

○近藤委員 改良法をつくって、最初にやったときはこういう結果で、かなり検出限界以下と思われるような濃度で数値としては出る。ただし、他機関に配る前にこの3検体についてもう一度自分たちでやってみると、出ないものが幾つか出てきたということで、自分たちでやっても余り再現性がないという結果です。

○澤木委員 改良法で見ると。

○近藤委員 1回目は全部数値が出たけれども、ここでは出ないものも出てくると。

○湯川座長 ほか、いかがでしょうか。

先ほど前回の論点1との関係でと申し上げましたのは、このように遺伝子の検出が不安定で確立した方法で検出されるということにならない場合は表示対象食品としないというのが前回の論点1の話だったと思います。それとの関連でいきますと、コーンフレークについては対象食品とするのはちょっと難しいかなということになります。ですから、そういうことも踏まえて議論をしていただきたいという趣旨です。

立川委員。

○立川委員 検知技術も含めてさまざまな科学技術はどんどん変わるものですから、技術

の進展度合いに応じて、何をリストの中に入れるかどうかということは多分変化していくものと思います。白か黒かをはっきりさせないといけないというのが基本的な行政的立場なのかもしれませんが、ウエイティングリスト、順番待ちではないですけれども、科学的な進展を見ながら検討を今後行うといった、そういうウエイティングリストのようなものを想定し、これこれのものは今後の科学技術の進展によっては検知の可能性が高まるといった形で位置づけるのがよいのではないかと思います。個人的な意見ですが、そのようなことも考慮してもう少しフレキシブルにできたらいいという感じもします。

○立川委員 そうです。

○湯川座長 そういう意味で、ここでコーンフレークを対象外にして、未来永劫、技術の進展に関係なくコーンフレークは対象外ということではないと思いますので、立川委員のお話の趣旨に沿うのかなと思っております。

武石委員、いかがですか。

○武石委員 今回、1回目の資料で、大豆を原料とするしょうゆ以下の各品目について国衛研さんで検査されて、その結果、コーンフレークだけが5商品全てで可能であったということで、それを改めてやったということなのでしょうけれども、そのときに、例えば、デキストリンなどは6商品中1商品という数字も出ています。そういった視点で、例えば、今回、ほかの品目について改良法みたいなものを考えて、さらに検証する必要があるのかなのか。あと、ルールとして、立川先生がおっしゃったように、1回出なかったらそれで全部検討しないというのではなくて、フレキシブルにある程度技術の進展に応じて検討していくということからすると、今回検出できなかったデキストリン以下のものをどう取り扱うかということはしっかり整理しておいたほうがいいと思います。

○湯川座長 近藤委員、今の武石委員のお話は、測定方法の妥当性確認とも関連するようなお話かなという気はするのですけれども、そこら辺は、どの程度検査方法が確立し、どういう結果が出ればというのは、ルール化されているのでしょうか。

○近藤委員 確立されているというよりは、経験的に標的のDNAの長さが100ぐらいで検出できないものは難しいという考えでやって、今回は64とか67の塩基などをつくりましたけれども、短くしていくと逆に特異性が失われていくので、今度は別の問題が出てくる。疑陽性という問題が出てくるので、そういうことを考え合わせて、恐らくヨーロッパでもそうなのですけれども、大体100ベースペアズ前後が最適だろうと考えられているので、それでできないものはできないという考えになっています。

○湯川座長 近藤委員、今の武石委員のお話は、測定方法の妥当性確認とも関連するお話と思うのですけれども、その点について、どの程度検査方法が確立し、どういう結果が出れば対象食品とするというのは、ルール化されているのでしょうか。

○近藤委員 確立されているというよりは、経験的に標的のDNAの長さが100ぐらいで検出できないものは難しいという考えでやって、今回は64とか67の塩基などをつくりましたけれども、短くしていくと逆に特異性が失われていくので、今度は別の問題が出てくる。疑

陽性という問題が出てくるので、そういうことを考え合わせて、恐らくヨーロッパでもそうなのですけれども、大体100ベースペアズ前後が最適だろうと考えられているので、それでできないものはできないという考えになっています。

○湯川座長 ありがとうございます。

神林委員、お願いします。

○神林委員 基本的なところを教えていただきたいのですが、1つは、DNAが断片化されているため、今の検査で見つけられない。見つけられないので、表示する必要はないということなのか、それとも、切断されているものは、組換え遺伝子の機能が果たせないので大丈夫ということなのか、どのように解釈したらいいのでしょうか。

○湯川座長 この辺はどうでしょうか。どなたかお答えいただけると。

今村委員、いかがですか。

○今村委員 私が答えていいかどうかわかりませんが、今までの表示のルールからするとDNAが検出できなかったら表示の対象としないというルールで、私の理解としては、基本的に検証のしようがないからという理解です。5%の濃度を表示の基準にするかどうかというのは濃度定量ができるかどうかという話で、こっちは場合は、DNAが検証できるというのは、内在性の遺伝子と申しまして、トウモロコシにしかない遺伝子を見つけることができるかどうかという観点で調べていて、それが見つけることができなかったら、その材料にトウモロコシが入っていることさえもわからないのだから、取り締まりのしようがないのではないですかという話だったと理解しています。

そういうことで、普通に検査して見つかる、見つからないということが、今までも議論になってきたと、そんなふうに思っているということです。過去の経緯を確認してはいないのですけれども。

○湯川座長 ありがとうございます。

検出できないから対象としないのか、あるいは、高熱によって、たんぱく質、DNAがそもそも変質してしまっているから表示する必要がないのか、区別する必要がないのかという問題提起と受け止めましたけれども、今の今村委員の説明で、私の受け止めとしては、どちらかという検出できるかできないかに重点を置いた考え方のようだというお話と理解しましたけれども、よろしいでしょうか。

江口委員、いかがでしょうか。

○江口委員 何と言っていいのかということなのですけれども、そもそも検出できるものは表示するけれども検出できないものは表示しないでもいいということできれいに分けるといってやってきたものですから、今回のものは検出できないという結論になるということであれば、これは今までの考えでいったら対象外にならざるを得ないのだろうという感じではあります。こういうことしか言えないのですけれども。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

これで一通り皆さんに御発言をいただいたと思いますけれども、松岡委員、一通りお聞きになっていかがですか。

○松岡委員 とても分析の話はついていけないのですけれども、今は検証できるかどうかを検討している課題だと思います。後でだと思えるのですけれども、社会的検証でフォローできるかどうか、立川委員のこれからの御発表でいろいろと教えていただきたいと思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

これで委員の皆様方に一通り御発言いただいたわけですが、今回、コーンフレークが具体的な食品として、新たな技術を用いて最終製品から組換えDNAが検出できる可能性があるということで、第1回の委員会で、昨年度の結果、今回は、今年の結果ということでお話をお伺いしてきたわけです。最終製品から組換えDNAが検出できることが確認できたものの扱いについては、再現性のある検査法が確立した場合には義務対象品目に追加をしていく。今の段階では、コーンフレークについて確立した検査方法が得られたという状況ではないということで、論点1の再現性ある検査法が確立した場合には義務対象品目に追加をしていくという考えを踏まえまして、コーンフレークについては、義務対象品目に追加することについては引き続き検討が必要である。ここで、検討というのは、分析方法を中心に、それがどれだけ安定しているか、検査に耐え得るか、監視に耐え得るかということを含めての話になると思いますが、これらについては実務的に検討を進めていただければと思います。この点について、今後、特段の状況変化がなければ、今の整理を報告書に盛り込むこととしたいと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、議事次第の3に移りたいと思っております。「遺伝子組換え表示の表示方法の考え方」で、「不分別」という用語がわかりにくい、定着していないのではないかというお話はこれまでもあったかと思いますが、事務局から資料を用意していただいております。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 お手元に資料1を御準備ください。「遺伝子組換え表示の表示方法の考え方（案）」でございます。

まず、論点3、消費者にとってわかりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討でございます。

2ページは、現行制度について簡単に説明しておりますけれども、これまでの繰り返しになりますが、表示義務対象品目は、遺伝子組換え食品としての安全性が確認された8農産物とこれを原材料とする33の加工食品群となっております。食品表示基準では、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物についてはその旨の表示を義務づけ、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物についてはその旨の表示をすることができるという任意表示の制度を置いております。また、分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え農産物については、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されてい

い旨を表示することが義務になっており、その表示例の一つが「不分別」という表示になっております。これをまとめたものが2ページの表になっております。

3ページ目、4ページ目は、第1回検討会の資料からの抜粋を再掲したものになりますので、飛ばします。

5ページ目では、ヒアリングで得られた意見の概要を簡単にまとめてございますけれども、遺伝子組換え表示につきましては、「不分別」という意味がわかりにくいという御意見がありました。また、遺伝子組換え農産物を使用した場合には「組換え」という表示をして、表示がなければ「遺伝子組換えでない」ことがわかる制度にしてほしいという御意見もありました。事業者の方からは、遺伝子組換え食品に関する消費者からの問い合わせ状況を聞くことができまして、遺伝子組換え食品に関する問い合わせの中では「不分別」や「分別生産流通管理」の意味を問うものが多いことがわかりました。また、このような状況を受けて、「不分別」の表示に加えて遺伝子組換え農産物が含まれる可能性がある旨をあわせて記載しているという例も御紹介いただいたところです。

これらを踏まえまして、事務局が委員の皆様にご議論いただきたいと考えている内容を、6ページ、7ページに記載させていただいております。

6ページ目、考え方①ですけれども、わかりやすい表示制度とするために表示内容を改める、すなわち、「不分別」の表示にかわり、より実態を反映したわかりやすい表現を用いるというのはどうかというものでございます。検討に当たっては、下の留意事項に書かせていただいておりますけれども、現行の制度であっても分別生産流通管理をしていない場合の表現として、この「不分別」という言葉でなければならないというわけではなくて、より実態を反映した言葉を使っても構わないという制度になっていることや、消費者の「不分別」表示に関する認知度がいまだ3割程度にとどまっていること、これらも考慮に入れながら御議論いただければと思っております。

7ページ目になりますが、これは先ほどとは考え方が違いまして、わかりやすい表示とするために表示の区分を改めてはどうかというものになっております。すなわち、「不分別」という区分をなくしまして、「遺伝子組換え」と「遺伝子組換えでない」の2つの区分に整理してはどうかというものです。「不分別」品の実態としては、遺伝子組換え農産物が多い場合がほとんどであろうと思われるのですけれども、非遺伝子組換えのものが使用されている場合もあること。現行制度では、「遺伝子組換え」という表示をするためには分別生産流通管理が要求されておりますけれども、「遺伝子組換え」と「不分別」の境をなくすとなりますと、分別生産流通管理がされているものとされていないものが同一区分に存在することになりますので、その扱いをどのようにするか。こういった点にも御留意いただきながら議論をする必要があるかと思っております。

続きまして、論点4、「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討に入ります。

9ページ目、こちらも繰り返しになりますが、現行制度についての簡単な説明となって

おります。現行では、「遺伝子組み換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理をすることを条件に、非遺伝子組み換えのものに対してすることができる任意表示の制度となっております。ただし、分別生産流通管理を適切に行っているとしても、一定程度遺伝子組み換えのものが混入する可能性はありますので、5%まで「意図せざる」混入を認めている制度になっております。これは、制度導入時に、外見上区別がつかない穀物レベルでの流通ではある程度組み換えのものが混入してしまうことは避けられないこと、大豆のバルク輸送を例にとりまして、各段階における混入の可能性を考えると最大5%程度となるという御報告があったことを受けて、このような整理になっております。なお、分別生産流通管理の証明書は保持しているけれども混入率が5%を超えているといった場合は、きちんとした適切な分別生産流通管理が行われていないということになりまして、「不分別」の表示が必要ということになっております。

10ページ目は、ヒアリングの意見概要になりますけれども、ここでは遺伝子組み換え原材料の混入可能性があるのに「遺伝子組み換えでない」と表示できることは消費者の誤解を生むという御意見があった一方で、コストの増加や新たな流通システムの構築の観点から混入率の引き下げは難しいという意見、さまざまな意見が出されたところかと思えます。また、「遺伝子組み換えでない」ものの表示に関する新たな混入率を設定してはどうか、「遺伝子組み換えでない」旨の表示は不要という意見もございましたので、その他のところにまとめさせていただいております。

ここでいいます新たな混入率は海外の制度が参考になると思うのですが、13ページを見ていただけますでしょうか。こちらのEUを例にとりますと、遺伝子組み換え農産物の混入が0.9%未満であれば、EU規則で「遺伝子組み換え」という義務表示が免除されるのですが、さらに、加盟国において定めた基準、ドイツやフランスでは0.1%未満で運用されているところですが、この基準を満たした場合には遺伝子組み換えフリー表示ができるという仕組みをとっております。このようなものをイメージして新たな基準を設けてはどうかというお話をいただいたところです。

このようなヒアリングの結果を受けて、11ページ、12ページに事務局が委員の皆様へ御議論をいただいております。どうかと思っております。

11ページ目ですが、1つ目として、混入率を引き下げて「遺伝子組み換えでない」旨の表示の正確性を担保していかうというものになります。ただ、混入率を下げるということについてはさまざまな問題があるということがヒアリングで言われておりまして、下の枠で囲ったような問題点をどのように考えていくかということについて議論をいただきたいと思います。下のポツは、先ほども御説明させていただいたコストの増加の問題や原料確保の問題、このようなことが起こると最終製品の供給が滞ってしまうという問題もあるかと思っております。1つ目のポツにあるように、監視の観点から、混入率を確認するための精度の高い実効的な検査方法を新たにつくる必要があるのではないかといった問題点もあるかと思っておりますので、そのあたりをどのように考えるか御議論いただければと

思っております。

12ページは、「遺伝子組換えでない」旨の表示が認められる混入率を引き下げてはどうかというものです。先ほどEUを例にとって御説明した内容と同じようなものになりますけれども、この場合のイメージを現行制度に沿って下の表に書きあらわしてみました。「遺伝子組換えでない」旨の表示が認められる混入率として新たに α というパーセンテージを設定しまして、これ以下であれば「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができ、5%から α %までの間には「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができないと制度を組み立てるといいます。その下の留意事項、ポツの2つ目に書いてありますのは、ヒアリングでいただいた意見の一つであります、「遺伝子組換えでない」旨の表示を食品表示基準から外すことになるとうなるかということを書いておりますけれども、食品表示基準からこの任意表示の規定がなくなりますと、事業者が事実に基づいて「遺伝子組換えでない」旨の表示をしていくという制度になるのであらうと思っております。

最後に2点、前回、立川委員から御指摘を受けた点について簡単に整理をしております。まず、14ページ目、分別生産流通管理とトレーサビリティーの違いについてでございます。分別生産流通管理は、遺伝子組換えのものと遺伝子組換えでないものを生産・流通・加工の各段階で善管注意義務をもって分別管理したことを、各段階で取引の相手方に証明書を発行して管理をしていくという方法になっております。これを実施するかどうかは事業者の方の判断になります。仮にこのIP証明書がない場合であっても、不分別品の扱いになるだけと整理をされております。一方、EUのトレーサビリティーはEU規則で義務づけられているものとなっております。EU域内でのみ適用がありまして、輸入品であれば域内に入ってきたとき、生産されているものであれば生産時から、最後、消費者に提供されるまで、各段階で販売者が購入者に対して遺伝子組換え農産物を含む旨を書類で伝えていくことになっています。これに違反した場合は、各加盟国が定める罰則が科されるという仕組みになっております。

最後、15ページでは、科学的検証と社会的検証の関係について、義務表示対象品目であって「遺伝子組換えでない」旨の表示があるものや表示が何も書かれていないものについての一般的な監視方法として、御紹介させていただきたいと思っております。まず、第1段階としまして、当該加工食品に遺伝子組み換え農産物が含まれているかどうかを定性試験で判定して対象を絞り込んでいきます。次に、社会的検証の手法を用いまして、原材料のIP証明書がきちんとそろっているかといったところを確認し、必要に応じて原材料の混入率の確認を科学的検査で行うというような監視の方法をとっているところです。科学的検証の手法と社会的検証の手法、双方を組み合わせる効率的な監視を行っているというのが現状になります。

資料の説明は以上になります。

○湯川座長 ありがとうございます。

資料1で、論点3、論点4について説明を行っていただいたわけですね。順番としまして

は、論点3、消費者にとってわかりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討に入っていくわけなのですが、この論点に関連しまして立川委員から資料を提出いただいていますので、簡単にそちらの説明を立川委員からお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

○立川委員 私から提出させていただいた資料を、ご覧いただければと思います。10枚のスライドになっております。表紙は、それぞれのスライドのタイトルをまとめております。

今回、この資料を作成させていただいた背景を申し上げます。この検討会ではさまざまな議論がなされてきましたが、どちらかという科学的な検証に関連した議論が多く、社会的な検証に関して余り十分に議論がなされていないような気がしております。そのため、社会的な検証と科学的な検証がお互いにどういう関係にあって、どのように制度を担保しているのかということについて、委員の中で共通認識を持っておいたほうが良いだろうということで、今回、このような資料を作成させていただきました。先ほど消費者庁の方からもかなりいろいろ資料を出していただきましたが、そうしたものを私が研究的な観点で見て、このようになっているのではないかということを書かせていただきました。ただし、私は実際の穀物輸入や貿易の実務に携わっているわけではございませんので、現状はもう少し違っているということがあるかもしれません。そうした点につきましては、いろいろな方から補足なりコメントをいただければと思います。

2 ページ目です。社会的検証が商取引上に果たしている役割ということで、これはヒアリングの中で私がいろいろコメントをしたことも入っているのですが、ある意味では現代の義務表示制度が始まった原点、最初の状況を説明したものです。基本的には、アメリカやカナダから穀物を輸入される際、通関の手続があるのですが、そうした手続きは科学的な検証ではなくてむしろIP証明などの社会的な検証によって行っているということです。通関時には、GM、非GM、不分別の3つのいずれかを選択する項目がありました。現在ではこの様式は変わっているということをお話ししますが、この3つの区分で輸入されてくる。この3つの区分のいずれかを、輸入業者が、具体的には商社の方がチェックして通関の手続を行うということです。GMもしくは非GMの場合にはIP証明で確認することになっております。IP証明がないこと＝不分別の扱いになるということで整理されているというのが制度の柱です。基本的には通関手続は迅速になされなければなりませんので、科学的な検証を行っている時間的な余裕がないということです。科学的な検証を行う場合には少なくとも数時間あるいは1日以上かかることとなりますので、その間、船をとめておくことはできません。商社の方から以前お聞きした範囲では、例えば、港で荷揚げ作業がおくられてしまって滞船料を追加で払わないといけなくなった場合には、莫大な費用がかかるのでした。ですので、スムーズに輸入通関手続を進めることが、このバルク流通の場合には重要だということです。また、輸入後に例えばGMが混入許容水準以上に検出されるなどの不具合が生じた場合には、輸入商社の方がそのリスクを負担していると伺ったことがあります。ですから、IP証明は基本的には1枚紙のものなのですが、その1枚紙でもっ

て輸入商社がこれはNon-GMであることを証明して、その後、国内で使用している際にもしGMが発見された場合には、商社がそのリスクを負い、例えば、その商品の交換や別の用途に利用するなど、さまざまなリスクを商社が肩代わりしているということです。また、「積地ファイナル」という商慣行がございまして、要するに、アメリカの港を出発するときに検査をしてGMではないと検査された場合、日本で輸入して積み上げをした後に何か不具合が生じた場合でも、輸出者はその責任を負いませんという商慣行です。こうした輸入後でGM混入が見つかった場合の責任なども輸入商社が負っているということです。食品メーカー、事業者は、大きい企業もございしますが、豆腐やみそなど、なかなかこうしたリスクを負い切れない場合も結構多いので、このようなシステムになっているということです。

次のページは、科学的検証と社会的検証が車の両輪としてそれぞれ構築されているということで、科学的な検証に関しては、日本に到着するまでに何回も科学的な検証が行われていることを示したものです。行政による監視も、実際に遺伝子組換え体の検出などを行っています。またそのカウンターパートとして社会的な検証も行われて、それが重要な役割を果たしているということです。先にも述べましたが、特に通関のときには、イタリックで書いておりますが、通関手続をスムーズにするために、ここに科学的検証を制度的に組み込むというのはすごく難しいので、その代替措置として社会的な検証でチェックしているということが前提になっています。

次のスライドをご覧ください。「不分別」表示の廃止について今回から検討することになっておりまして、「不分別」の表示を廃止する場合、どのような点を検討しなければならないのかということについて、このページではまとめております。現状では、御案内のとおり「不分別」というのは、輸入の際にIP証明書がないということの意味しております。もしもその「不分別」表示を廃止して、「混入基準値以上のGMが入っている場合」にのみ表示を行う、という制度のほうがわかりやすいのではないかと思います。この場合には、次の2つの選択肢があり得るのではないかと思います。1つは、先ほども申し上げましたが、輸入通関のときにGMの混入検査を行って、基準値以上のものがあつた場合にはGMと表示し、基準値以下であればNon-GMとするという考え方です。2番目は、Non-GMのIP証明がないものは一律GMとみなすという考え方です。要するに、科学的な検証は行わないということです。オプション①の場合には、先ほどの繰り返しになりますが、結局、短時間でそういったことが行えないという技術的な困難があるので、このオプション①は採用することが難しいであろうと考えられます。結果として、現行の制度を維持するか、あるいはIP証明がないものは一律GMOとして扱うオプション②のどちらかの選択になるということです。ただ、現行の制度では、GMOとしての輸入もIPハンドリングされているという前提があるという点は、先ほど消費者庁からお話があつたとおりですので、そうした区分についての見直しを行う必要があるということです。

次のスライドをご覧ください。通関時の手続の関連ですが、通関においては、基本的には各省庁の法律に照らして「確認」を行い、財務省あるいは税関が輸入を「許可」と

いう仕組みになっております。これまでGM表示につきましては、食品衛生法の規定も受けていたため、食品衛生法上の確認のため、GM、非GM、不分別のいずれかをチェックする欄が存在していました。ただ、現在は食品衛生法から食品表示法にこの表示の部分が移行しておりますので、確認自体は行っているのですが、そのシステムをチェックするというのではなくて、それぞれ別々の製品コードを入力するという形になっており、かつ紙ベースではなく電子的なシステムに移行しているようです。繰り返しですが、「不分別」の区分を廃止する場合には、こういった通関手続とも整合性をとりつつ、さまざまな関係事業者が適切に対応できるかどうかという点を確認しながら進める必要があるのではないかと思います。

次のスライドをご覧ください。今度は論点が変わりまして、IPハンドリングとトレーサビリティとの違いです。IPハンドリングの証明は、私が認識している限りでは、基本的には適切な生産・流通工程管理が行われていることを証明するものですから、IP証明がつけられたロットは適切な管理が行われているので、品質基準をクリアしたとみなされて、より大きなロットに混載されて混ぜられていく。ですから、基準をクリアする、この場合ではNon-GMOというGMが検出されないということになれば、どんどん大きなロットにまとめていくということです。農場近くのカントリーエレベーターから出発して、リバーエレベーターあるいはエクスポーターエレベーターを経由しつつ、アメリカの国内で、流通の段階を踏むに従ってどんどんロットは大きくなっていきます。最終的に日本に輸入される段階では、パナマックス級の輸送船に積まれてきます。この種の輸送船には7つか8つ、船倉がありますので、その船倉の中に入っているものは基本的には全てNon-GMOであるという形になります。パナマックス級の大きな貨物船の一つのハッチ全体が一つのロットになるということです。そうしますと、もともと出荷されたときの各ロットIDは情報としては残るのですが、流通過程でどんどんロットが大きくなって混載されていきますので、大きくまとめられたロットのうちのどの部分が、どの畑に由来しているかなど、そういった情報はなくなってしまっているわけです。ですから、イメージとしましては、下のポツに書いておりますように、ID番号がついたコップから、適切な管理を受けたと確認されたものはどんどんプールに移しかえていくというイメージです。他方、トレーサビリティでは、日本では、例えば、牛肉のトレーサビリティなどを想像していただくと思いますが、スーパーに並んでいる牛肉もどこの農場で育成されたかということがトレースされています。要するに、トレーサビリティの場合にはID番号がついたコップの水を、小さな袋にID番号をつけて、そのまま移しかえないで大袋に移しかえていって、最終ユーザーまで届けていく。最終ユーザーのスーパーなどに届いた段階で、小袋にどのID番号がついているかということを確認し、最終製品のラベルに書き込むことができます。結果として、その肉や穀物がどこの畑に由来しているかなど、そういう情報を得ることができるということです。したがって、IP証明があったとしても、その製品がどのロットから由来しているのか、具体的にはどの畑から由来しているのかといったことは、生産原料にさかのぼっ

て特定することは不可能だということです。要するに、数千枚のIP証明の情報はあるのですが、物そのものは大きなロットとしてひとまとめになっているというイメージで考えていただくと良いと思います。

7枚目です。日本のIPハンドリングとEUのGMOトレーサビリティとの相違について説明しています。日本とヨーロッパでは、行政的に管理する対象がネガとポジの関係になっているということをここで御紹介しています。EUでは、基本的にはGMOに対して管理がなされていますので、GMOに対して生産から流通までを追跡するというシステムです。ただし、この場合、追跡される情報は、どこの畑から生産されたかという情報ではなくて、GMOの固有識別番号、OECDがつくった10桁のID番号がありますが、その識別コードがトレースされています。これはなぜかといいますと、EUでは安全性の観点からトレーサビリティを考えていますので、例えば、何かGMOに問題が生じた場合には、どの種類のGMOが悪さをしたのかということ特定しなければいけない。そのために、固有識別番号を書いている。ですから、最終製品にいろいろなGMOが使われていくということになりますと、5種類なり10種類のGMの10桁のコードがずらずらと並ぶという形になっています。ですから、ネガとポジとの関係で言いますと、EUでは、普通に畑からただ収穫してきたものに関して、基本的にはそれはNon-GMOであるという前提です。ですから、デフォルトがNon-GMOです。ところが、日本はアメリカなどの貿易相手国がかなり遺伝子組換え作物を生産しているということがありますので、遺伝子組換えでないものを殊さら管理して持ってこないといけないという難しさがあるわけです。ですから、一般にGMが栽培されている中で、非GMだけを管理して、それを大量流通のバルクハンドリングで日本に輸入してくるというシステムになっています。ですから、生産国、アメリカやカナダは、何もしなければ基本的には不分別だという前提です。ですから、大豆とトウモロコシにはGMOが混ざっている前提ですので、デフォルトがGMO不分別という扱いになっているということです。

次のスライドです。またいつか全ての論点について改めて議論する機会がございますので、そのときに申し上げてもいいのですが、ついでするので、前回の検討会での論点にかかわる点ですが、前回私から指摘させて頂いた点を改めて申し上げておきたいと思います。DNA検知できないものに義務表示を課すことについてですが、基本的にはできないことはないと思うのですが、いろいろ課題が生じるであろうと考えておきまして、2つぐらい問題が生じるのではないかと思います。現在のシステムでは、御案内のとおり、DNAの検知ができない製品は義務表示の対象外となっています。したがって、主にGM不分別の原料が使用されるという傾向があります。もしも検知できない製品にも義務表示を課した場合、義務表示を回避したい食品メーカーの方は部分的にNon-GMOにシフトする可能性があるのではないかと思います。こうしたシフトが業界内でどの程度拡大するのかということについて、事前の動向把握と影響評価が必要であろうと考えています。ですから、恐らく、食品企業の中の企業体力の違いで、対応できる企業もあれば、コスト的に対応できないような企業も生じるということで、業界内で分断が生じる可能性があるのではとっております。以

上が第1点目です。また第2点目として、義務表示対象品目のうち、DNA検知ができる製品とできない製品間で、「露見可能性」に違いが生じるという点があります。この言葉が適切かどうかわかりませんが、要するに、検査して発見されてしまう可能性に関して、品目によって非対称性が生じるということです。例えば、DNA検知できる製品に関しては、例えば、豆腐やみそなどといったものに関してはスーパーで買って来て、実際、よくヨーロッパのNGOなどがやっていますが、店頭で売っているものを買って来て検査すればすぐ判明してしまいます。ところが油などですと、店頭で油を買って来て検知できませんので、これは立入検査といいますか、要するに、事業者からの情報提供がないとわからないわけです。ですから、調べたいと思っている側は、調べやすいところは調べられるのですけれども、調べにくいところは調べてもわからないということになります。行政機関が行う場合にはこういった立入検査ではっきりさせることはできますが、露見可能性に違いが生じて、それが場合によってはモラルハザードを生じさせてしまう可能性があります。余り望ましくないことをあえて申し上げているのですが、意図的にGMOを使っているのにGMOを使っていませんということを言ってもなかなかばれにくい。簡単に申し上げると、そういうことです。原料原産地表示や有機食品表示なども基本的には社会的な検証で行われているのですが、これは同じ制度の中で品目によって露見可能性に違いがあるということはありません。ですから、同じ食品事業者が同じ制度で縛られるのは当然ですが、その中で厳しく縛られるところとそうでないところが出てくるのはいかなるものかと、個人的には考えた結果、前回検討会のような発言になったということです。

余り時間をとらないようにしたいと思いますので、最後の2枚は、簡単な情報提供ということでご覧ください。トウモロコシと大豆は相当性格の違うものであるということをお互いに参照表としてまとめたものです。要するに、トウモロコシは、スタック品種、風媒花ですので他家受粉で交雑しやすいということです。大豆はコンテナ流通が増え、スタック品種も少ないということなので、IPハンドリングの技術的な困難さは、大豆に比べるとトウモロコシのほうが相当ハードルが高い。ですから、義務表示制度の基準を、作物ごとに変えるということであれば話は別ですが、どの作物にも一律に適用する場合には、最も条件が厳しいトウモロコシを想定して制度を設計することが望ましいことではないかと思えます。

最後のものは、現在、アメリカのGM食品情報開示制度が検討されていますが、それが日本の穀物輸入などにも影響を及ぼすのかどうかということも含めて検討する必要があるのではないかと思います。アメリカの場合は、GM表示制度ではありません。GM表示制度が検討されているとよく皆さんはおっしゃるのですが、GM表示ではなくて情報開示とされていて、私がアメリカでヒアリングしたときに、表示制度と発言しましたら、それは間違っていると正されました。ですから、このGM食品情報開示基準の運用が、Non-GMOの需要にどのように影響を及ぼすのかということも検討しながら、このGM表示の検討会を進めていく必要があるかと思えます。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

論点3、4だけでなく、幅広くカバーしていただいた資料で、大変参考になると思います。

こういった資料をもとに論点3について議論を進めるわけなのですが、もう一度、きょうの資料1、表示方法の考え方ということで事務局から説明していただいた資料の6ページ、7ページを見ていただきたいのですが、まず、論点3について議論すべきことがここに整理されております。①と②で小論点が2つあるわけですが、①として「遺伝子組換え不分別」にかわる表示が書いてあります。これはどういう名前と呼ぼうかという話になります。7ページ、②のほうは「遺伝子組換え不分別」の区分をどうするかということで、この資料1をつくるに当たっては事務局と座長が相談してつくってはいるのですが、このように並べてみますと、②のほうを先に議論するほうが妥当です。この区分をどうするか。呼び方の問題は後からついてくる話になりますので、7ページ、今、「遺伝子組換え」、「遺伝子組換え不分別」というものがある。それから「遺伝子組換えでない」となっていて、特に「遺伝子組換え不分別」は消費者から問い合わせが多いということで、事務局から「遺伝子組換え不分別」の廃止、こんな考え方もあると。それに対しては留意事項がいろいろ書かれていますが、こういったところから議論を進めていってはどうかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、この「遺伝子組換え不分別」の区分をどうするか。どなたからでも御意見をお伺いしたいと思います。

武石委員。

○武石委員 私から提出している資料で、時間の関係もあるので、座長の指摘のあった「遺伝子組換え不分別」の廃止のところだけ、資料で説明させていただきます。

提出資料の「1 論点3について」、「(2)『遺伝子組換え不分別』表示の言葉とカテゴリーの廃止について」が座長の御指摘されたところだと思っております。そこは別紙2でイメージ図もつけて整理しておりますが、とりあえず文章を見ていただきますと、現在、この最初の3行は事務局が説明したとおりなので繰り返しません、義務表示の中にはIPハンドリングの分別流通管理を前提としたものと、不分別の2つのカテゴリーがありますということでございます。

2枚目に書いてございますが、現実の表示では、「遺伝子組換え」表示はほとんど使われていないということで、一部の企業や商品で「遺伝子組換え不分別」が用いられている、ただし、使用例はかなり限られていると見ております。ただ、言葉としてわかりにくいというのは事実であります。

言葉の問題であれば見直しもいいかと思いますが、言葉とあわせてそのカテゴリーそのものをなくした場合には若干問題が出てくるのではないかと考えております。

2ページの3パラグラフ目でございますが、「遺伝子組換え」と「遺伝子組換えでない」のシンプルな分類がよいとの消費者の方のニーズを踏まえると、現行は「遺伝子組換え不

分別」で表示しているものについて「遺伝子組換え」に分類すべきかとなりますけれども、先ほど立川先生の資料にもあったように、現在は「遺伝子組換え」についてはIPハンドリングをしたものしか表示できないという仕組みになっておりますので、これをそのまま踏襲すると、誤認を与えないためということで、結果的に不分別のものは許されなくて、全てのものはIPハンドリングをして義務づけて輸入するという、これはなかなか現実的には無理だろうという選択だと考えております。

最後のパラグラフの「このため」以下に書いてございますが、従来の「遺伝子組換え」の κατηγοリーを拡大して、IPハンドリングの限定を外して、IPハンドリングを行わない「遺伝子組換え不分別」の カテゴリも含めて、これを新たに「遺伝子組換え」という整理にすることが現実的かと思いますが、こうした場合、これも立川先生のペーパーにもありましたが、要は遺伝子組換えの中にNon-GMが入ってくるということについて逆に消費者の方に誤認を与えるのではないかといったことも、その懸念が生じたときにどう考えるかということが課題かと思っております。

それを図で整理したものが別紙2になります。左側の現行制度を模式的に書いてございますが、IPハンドリングのありなしで制度を分けた場合に、IPハンドリングありの場合は義務表示の現在は「遺伝子組換え」。これはIPハンドリングをしておりますので、限りなく100%に近いところに位置づけて、その間、少し間があきまして、5%以下が任意表示の「遺伝子組換えでない」。一方で、IPハンドリングなしのところは、現行は「遺伝子組換え不分別」という整理になっていると理解しております。これを事務局の提案で整理しますと、この黄色のところがなくなって、それをどこに持っていくかということで、1つは、IPハンドリングありのほうに赤い矢印が行っておりますが、ここに持って行った場合には、吹き出しで書いてありますように、先ほど説明しましたが、全てIPハンドリングをするのかといった現実的でない選択が起きてしまいます。一方、赤い矢印の右の下のほうを持ってきまして、これを「遺伝子組換え」という分類に整理しましょうということになりますと、IPハンドリングをしていない、いわゆるNon-GMが入っているものも含めて「遺伝子組換え」になることについて、消費者の方に誤認を与えるのではないかといったことがある。どちらに分類するにしても、カテゴリーを廃止してしまうことについては課題があるのかなということがあると思っております。

つけ加えさせていただきまして、先ほど立川先生の資料で御指摘がありましたように、確かに、現在、通関する前に食品衛生法に基づく輸入手続が必要になっておりまして、食品等輸入届出書を出すことが義務づけられております。立川先生がおっしゃるように、この品目コードが、例えば、大豆で言えば、大豆（遺伝子組み換え）、大豆（遺伝子組換え不分別）といったコードの区分になっておりますので、輸入検疫のシステムの中で既に「不分別」という言葉が定着して、これは電子申請ができるようになっておりますので、そういった視点で、先生のおっしゃるように、現在ほかの制度との絡みでも「不分別」という言葉が実際に使われていることも考慮する必要があるかと思っておりますし、この「不分別

別」といった言葉が国際的にどうかということもあえて勉強してみたのですが、例えば、パーム油の認証制度で見ますと、IPと、「Segregate」という言葉が使われていまして、この「Segregate」という言葉が分類とか分別だと思っておりますが、この「Segregate」に「Non」をつけることについては、比較的国際的にも使われている言葉ではないかということから考えると、この「不分別」をもう少し丁寧に説明するという取り組みも一方で必要ではないかと、感想としては持ったところでございます。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

「不分別」は残すべきという御意見と承りましたけれども、ほか、いかがでしょうか。

澤木委員、いかがでしょうか。

○澤木委員 消費生活センターには表示に関する問い合わせは多いのですが、「遺伝子組換え」や「不分別」というのは実際には入っているのか入っていないのかははっきりわからないというところがあります。実際のところはどのくらいNon-GMがまざっているのか、その辺がはっきりわからないのですけれども、ほとんどがGMではないかと思しますので、「遺伝子組換え」として一応IPハンドリングをしているものとしていないものを分けるという意味では、それを除くかどうかというところの答えにはならないかと思うのですけれども、例えば、1つは「遺伝子組換え（分別）」、「遺伝子組換え（不分別）」とすれば、「遺伝子組換え」で分別したものと分別していないものとの違いがわかるのではないかとは思いますが。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今村委員、いかがですか。

○今村委員 この「遺伝子組換え不分別」の表現は別にしても、IPハンドリングをしたかどうかということの証明そのもので、IPハンドリングの制度を維持するならば、これに当たる区分を持っていないと、IPハンドリングをする意味がなくなるというか、IPハンドリングの制度をやめてしまうということになると思います。その意味では、今、このIPハンドリングも全ていいわけではないのですけれども、GMのIPは現実に行われていない、Non-GMの流通はどんどん減っていくという中では、Non-GMの証明書を積み重ねていく方法以外にNon-GMを消費者に届ける方法が思い当たらないということを考えると、IPをやめるとNon-GMを消費者にもたらし手段がなくなってしまうのではないかと私は思います。そうすると、この制度を維持すると、このIPをしましたか、しませんでしたかということの表示である、その代表である「不分別」をなくすわけにはいかないのではないかと私は思います。表現ぶりはこれがいいかどうかというのはありますけれども、この区分がなくなると全てがなくなるのではないかと私は思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

夏目委員、いかがですか。

○夏目委員 「不分別」という表示は、消費者にとって余り丁寧な表示ではないと思います。つまり、「不分別」、入っているかどうかわからないという表現が表示としてあるかどうかと、そもそも思います。事業者として入っているかどうかわかりませんと表示をすることが本当に妥当なのかどうかと思いますので、この「不分別」という表示は廃止してもよろしいのではないかと私は思います。

ただ、そうした場合にさまざまな問題が出てくるというのは、今までの消費者庁の説明でも立川先生の資料でも書かれておりますけれども、今村委員がおっしゃったように、IP証明があるもの、ないもの、これをどうしていくかという話になってくると思います。やはり表示を見て消費者は商品在那里で選択をするわけなので、表示とその内容が一致するもの、消費者にとってわかりやすい表示であることが望ましいわけですので、そういう意味では、これまでの「組換え不分別」という表示は決してわかりやすくありませんし、消費者にとって丁寧な表現でもないとは考えているところです。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 大変難しい問題だと思います。私も「不分別」は要らないのではないかと思っていたのですが、全体的な制度を考えると、言葉ともかくも、なかなかこの分類はなくし切れないのではないかという感じはします。

ただ、今、消費者の人にわかりにくいのは、科学的に検証ができないもので表示がないものはたくさんあるわけです。それが「不分別」なのかどうかというところもわかりませんし、本当は「遺伝子組換え」なのかというところもわからない。あとは「遺伝子組換えでない」という任意表示をしていないだけでそっちの「不分別」に入るかというのは非常にわかりにくいことですし、また、私どものような団体が消費者の方へ説明するときにも、実態的に非常に説明しにくい。しかも、現実には「不分別」の表示がついたものの流通は非常に少ないですね。生協の関係とイオンの関係ぐらいしか私はわからないのですけれども、非常に少ないということもあって、認知度は非常に一般的には少ないのではないかと思っているのです、その辺も全部含めて検討していかないといけないと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

先ほどの夏目委員からの御発言で、そもそも事業者のあり方として入っているか入っていないかわからないという表示はあり得ないのではないかというお話がありました。これはまた別の意味でかなり基本的な問いかけだと思いますので、ここを一つ議論しておいたほうがいいのかと思います。そもそもわからないというのは許されるべきかどうかという問いかけだと思います。

これにつきまして、神林委員、いかがですか。

○神林委員 IPハンドリングをしているのは、遺伝子組換えのもの、遺伝子組換えでない

ものを表示するための義務ということだったのですけれども、事業者は遺伝子組換えでないことを証明するためにIPハンドリングをされていると思うのです。ただ、海外で生産しているので、播種から収穫するところまでをずっと監視しているわけにはいかないのです、事業者によっては、正直なところ、区分できているかどうか、わからないということもあると思うのです。

故意的といいますか、入っているかどうか関知していませんというのは事業者として無責任と思いますが、管理していても入ってしまうことがある場合があると思います。

私はIPハンドリングをやっている事業者の努力は認めなければいけないと思いますので、「不分別」という言葉の使い方は問題だと思いますけれども、それがわかるような形での仕組みは残すべきではないかと思います。

○湯川座長 それは、反射的に、GMあるいはNon-GMと書けるのはIPハンドリングをしているからであって、IPハンドリングをしていない「不分別」と「遺伝子組換え」をあわせて一くりにすることには反対という御趣旨ですね。

武石委員の先ほどの説明でもありましたとおり、この「不分別」の枠組みを残す残さないというのは、言いかえれば、IPハンドリングをしていないというカテゴリーをどうするかという議論になってきます。それを表示の表現にすると「遺伝子組換え不分別」という言葉になっているわけですが、論点を煮詰めるとそういうことになります。

IPハンドリングなしの区分をどうするのかということ、さらに御意見をいただきたいと思うのですが。

武石委員。

○武石委員 この議論は、厳密に言うと、「遺伝子組換えでない」というものを任意表示のまま残すのか義務表示にするのかを含めて、論点4にも影響してくることだと思います。例えば、論点4で「遺伝子組換えでない」という表示をなくしてしまうと、先ほどから心配しているIPハンドリングをすることのメリット、意味がなくなってしまうので、業者がこれまで築いてきた、アメリカからきちんと分別流通管理をした商品が欲しいという消費者のニーズに応えるための仕組みが、ある意味できなくなってしまうので、それは論点4で「遺伝子組換えでない」という表示ができないということとあわせて、そういったジャンルは残しておくべきであるというのが私どもの基本的な主張です。

もう一点だけ言うと、今回提出しました資料の論点3の(1)のところ、この「不分別」表示自体を、先ほど国際的に認められていると言いましたけれども、お客様相談などで確かにそういうことがあるのも事実なので、そういった点についてこの場で皆さんの合意が得られるのであれば、言葉の見直しについては全く否定するものではございません。

例えば、(1)で書きましたように、別紙1をつけましたけれども、現在「不分別」表示が行われている例として、「1 表示例」で書いてございますけれども、ポテトチップスのように、単純に「遺伝子組換え不分別」というもののほかに、例えば、「遺伝子組換え不分別」の後に「遺伝子組換え大豆が含まれている可能性があります」といった注釈を

つけた表示などをされている例もございますし、全く違う視点で、東京都のガイドライン、これは余り使われてはおりませんが、幾つかの商品では使われている実例もございます。例えば、このマーク表示で、「組換え」、「非組換え」、「不分別」と一見してわかりやすいような表示にして、これはまた別途PRしていくといった手法もあるのではないかとということで、論点3の①、「遺伝子組換え不分別」にかわる表示についてはしっかりと議論すべきであるということで、提案という形でさせていただいております。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

まだ発言をいただいていない江口委員、いかがでしょうか。

○江口委員 この部分は、遺伝子組換えの表示の制度の非常に難しい部分だと思っているのです。世界的にも、一応「不分別」という部分の一定のところはつくらざるを得ないということなのだろう。そのぐらい原料を厳密に全て管理する、しっかり守るということの責任をしっかりとれるかどうかということにかかってくるのだろうと思うのですけれども、そういうものがなかなかできないがゆえに、こういう3つの区分はでき上がってきているのだろうと。その環境であれば、この「不分別」というものはどうしても必要なのではないか、現実的には必要なのではないかとというのが正直な思いではあります。

○湯川座長 ありがとうございます。

一応各委員の発言をいただいたところで、再度、澤木委員、夏目委員からお考えを伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 IPハンドリングをしたNon-GMを証明するためにIPハンドリングがあるとするれば、IPハンドリングはそのまま残したほうがいいと思います。そういう意味では、「不分別」がどうしてもIPハンドリングをしていないものという意味で出てきてしまうのは仕方がないのかなと思うのですけれども、言葉としては消費者にとってわかりにくい、入っているのか入っていないのかははっきりしないというところで、はっきりわかるような言葉にしていきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 これまで積み上げてこられたIPハンドリングのそういうシステムがとても大事なものだということは理解できますけれども、現実に表示が十分にされていないことを考えますと、この枠組みというのも検討すべきではないかと思えます。

立川先生の資料の4ページの中に「Non-GMOのIP証明がないものは、一律GMとみなす（検査不要）」という選択肢も出されていて、その結果として現行制度を維持するかIP証明がないものは一律GMとして扱うかという2つの選択肢になります、この場合にはGMが含まれていなくてもGM表示されることになるという問題点が出てきますということになっているわけですけれども、IP証明が、今はそういうシステムがあって、「不分別」という結果と

しての表示もされているということでもありますから、そこら辺は非常に悩ましいわけでご
ざいますけれども、今「不分別」はほとんど遺伝子組換えであるという現実を考えました
ときに、IP証明がないものは一律GMとして扱って、逆にNon-GMもその中に含まれている可
能性は、今の表示のGMが含まれている可能性と比較したら、圧倒的に違うと思います。

もう一つは、現在の表示制度で消費者から見てわかりにくい点は、これまでの整理がさ
れてきたように、義務表示と任意表示と両方あるというところですね。ここもわかりにくい
ところですね。ですから、例えば、今の任意表示のところを全部義務表示にかえたらどん
な結果になるのか、どんなことが想定されるのかというところをもう少し説明していただ
いて、また、そういうことが可能かどうかということも教えていただけるとありがたいと
思っております。

○湯川座長 今の夏目委員のお話は、圧倒的に「不分別」は遺伝子組換えなのだから、実
務としての表示行政を考えると「遺伝子組換え」として整理して現状と何ら変わらない
のではないかと御提案と受けとめました。確かにそういった考え方も業務を進める上
ではあろうかと思うのですが、それに対して違うお考えの方がありましたら、お伺いした
いと思うのですが。

武石委員。

○武石委員 先ほどから出ています、表示を消費者の方が見て遺伝子組換えか遺伝子組換
えでないかわからないといった御指摘なのですが、例えば、今回できた原料原産地表示制
度でも、製造地表示につきましては、どこでつくられているかまではわかりますが、どこ
の国の原料かまではわからないわけです。一覧した表示で全て原材料の由来がわかるとい
う仕組みは今の制度の中でも担保されていないわけで、この「遺伝子組換え不分別」とい
う表示の中に、安全性にかかわらない原料、既に安全性の審査が終わった原料が入ってい
るか入っていないかというのは、消費者にとってそれほど大きな誤認を与えているのかと
いうのは、個人的には疑問だなという点が1点でございます。

あと、申し上げたように、あくまでも、今、言っている義務表示、「不分別」表示とい
うのは先ほど言った「遺伝子組換えでない」という任意の表示と一体のものなので、片方
の義務表示の中で「遺伝子組換え」に統一してしまっただけでIPハンドリングというくくりをな
くすことについては、実務的に影響が大きいのではないか、制度的にもおかしいのではな
いかと思います。

○湯川座長 立川委員、その点はどうでしょうか。表示の行政がIPハンドリングの制度、
仕組みに与える影響というのは。

○立川委員 今回の整理の中でもいろいろ考えたのですが、もともと99年にこの制度が始
まったときは、Non-GMだけにIPを課す、要するに、Non-GMで持ってくる人にはIPを課して
GMの方には課さないのはバランスが悪いのではないかという議論もあったと聞いています。
ですから、公平性という観点も含めて議論されたと思います。また当時の方たちは、多く
の事業者が「不分別」を選択するであろうと考えていたのですが、ふたをあけてみたらそ

うはならなかったのです。

先ほどから、議論がありますように、IPハンドリングは維持したほうが良いということで、IPハンドリングはなくせない。要するに、Non-GMとして持ってくるときには、既にシステムとしてでき上がっているの、それを継続することは品質保証の面からも望ましい、片や「不分別」という表示はなくしたいということで、要するに、IPを維持しつつ「不分別」表示をなくすということになります。この場合には、先ほど武石委員からありましたように、要するに「不分別」のものは論理的にすべからずGMと表示することになります。GMと非GM、IPありなしで、2次元のマトリクスを書くとそのようになると思います。ただ、その場合に懸念されるのは、これまで「不分別」と表示されていたものが「組換え」という表示になってしまうわけです。それは、消費者の方から見ると、これまでは「不分別」でちょっと曖昧なものだったものが100%GMになってしまったのか、という驚きをもって受けとめられる可能性もあるのかなと、その点がやや懸念されます。

将来的に、例えば、オレイン酸大豆のように付加価値をつけたGMをIPハンドリングしながら輸入したいという人がいた場合に、そういったことをどのように表示上ケアするのかしないのか、こうした選択肢をどの程度考えるのかということもあると思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

時間も迫ってきておりますので、この点、IPハンドリングを行わない、これまで「不分別」として表示されていた区分ですけれども、残すか残さないかという点について改めてまた御意見をもう一度伺います。

もしないようでしたら意見をこちら辺で締めたいと思いますけれども、コンセンサスはもちろん得られていないとは思いますが、IPハンドリングをするカテゴリー、IPハンドリングをしていないカテゴリーという意味で、これまでの「不分別」に該当する区分は残したほうが良いというのが大方の意見だったかと受けとめます。

ここで論点を移しまして、前提として、IPハンドリングがないという区分について、その呼び方をどうするかという議論を、あと10分ぐらいしかないので多分終わらないとは思いますが、議論を続けます。わかりにくいという問い合わせの多い「遺伝子組換え不分別」については、先ほど澤木委員から「分別」と「不分別」という御提案もあったわけです。事前にいろいろ事務局からお問い合わせもしていただいたのですが、余りいいアイデアがないというのが実態で、これについて御意見を伺っていききたいと思います。

「遺伝子組換え不分別」をどう改善していくか、御意見を伺っていききたいと思います。いかがでしょうか。

江口委員、どうですか。

○江口委員 その件につきましては、消費者の方がわかりづらいということであれば、消費者の方から何かわかりやすい表示がこうだというものがあればお聞きしたいと思いますし、なかなかいい表示が思い当たらないということであれば、武石委員の話の中にもちょっとあったのですが、「不分別」とはこういうものだということをもっと消費者の方に普

及するよういろいろな取り組むとともに、別に「不分別」でなければいけないというわけではなくていろいろな表示の一例ということなので、まざっていますみたいな、いろいろな説明書きを書くようなものをなるべく推奨するようなこともあるかとは思っております。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今村委員。

○今村委員 「不分別」という表現が物すごくわかりにくいのは全くそのとおりなのですが、この「不分別」の状態のトウモロコシがどういうものかを考えてみると、ほぼ100%GMのものから全く入っていないものまであって、0%から100%まであるものをどう表現するかという問題なのです。組換えであると書いても、ゼロのものも結構まざっていますから、それは内容と違うわけなのです。組換えでないなんてもっと書けないわけですから、そうすると、何%かわからないものに対して、事実として何を書くかということこの表現になっているので、そこから先はどうしても憶測が入ってきてしまう。IPができていませんということをどう表現するかということで一番短くなったものがこの表現なのではないかと思うので、表現を変えるにしてもIPをしていないという事実をどう伝えるかということだと思います。

○湯川座長 今村委員はこの制度が始まったころにタッチされていたと、先ほどからお話もありましたが、「不分別」という言葉の他に幾つか候補があったと思うのです。その中からどういう経緯で「不分別」という言葉が最後に残ったのか、もし可能でしたら御紹介いただければ。

○今村委員 少なくとも、私が決めたわけではありません。JAS法と食品衛生法、両方ともがこれにかかっていた時代で、私は食品衛生法のほうで持っていたので、既に「不分別」という申し送りを受けて、食品衛生法で義務化したという経緯であります。

ただ、これを最初に見たときに、それはおかしいと誰もが思うと思うので、当然おかしいという議論になるのですけれども、何十もパターンがあって、全部何か欠点があって、最も欠点が少ない、わかりにくいけれどもこれしかない、本当にたくさんの一覧表があったと思いますが、その中でどれも欠点があってこれしかない、IPをしていないということ表現するには短くということになったのでこれになったのだと、当時、そういう説明を聞いた覚えがあります。

○湯川座長 消去法で残ったということでしょうかね。ありがとうございます。

夏目委員、ちょっとこれまでの御意見の趣旨とは違ってしまいましたけれども、いかがでしょうか。

○夏目委員 廃止すべきと考えてきましたので、それにかわる表現を考えたことはありません。

○湯川座長 ありがとうございます。

松岡委員、いかがでしょうか。

○松岡委員 いわゆる「不分別」の区分を残したほうがいいと思ったときに、かわる言葉はと考えたのですが、なかなか的確にはないですね。例えば「不選別」という言葉もわかりやすいのですが、品質を選別するみたいな印象も強く出るのでこれもまずいという形になりましたし、本当に難しいなと思って、あとは消費者庁が努力をして精いっぱいこの言葉の内容について広報していただくといこうことで解消していくしかないのではないかと思います。この「不分別」の裏にIPハンドリングという制度があるということは私たち消費者にはほとんど知られておりませんので、そういうこととあわせてやっていただきたいと思います。

まだこの「遺伝子組換えでない」ということについて次回も議論させていただけると思いますので、その辺との兼ね合いもあると思いますので、私自身も宿題としたいと思いません。

○湯川座長 そろそろ時間ですので、最後に、武石委員。

○武石委員 参考までに、EUと取引のあるメーカーの方から聞いたのですが、EUの規格書の中に、「May contain」や「Unsegregated control」という表現があります。日本語に直すと、例えば「遺伝子組換えを含む」あるいは「非分類の管理」といった用語になると思いますが、そもそもこの「不分別」のものは、私が聞いているのは「Segregate」をされていないというので「不」をつけて「不分別」と聞いていて、「Segregate」という観念自体が先ほど言ったように国際的に結構使われておりますので、それは一般的ではあったことからできたのではないかと聞いております。

○湯川座長 ありがとうございます。

議論は途中なのですが、予定の時間が来ましたので、きょうはこのあたりで一度議論を中断させていただきたいと思います。次回、この論点3の議論の続き、どういう表現がいいかというところから議論を再開したいと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了したいと思います、次回日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○蓮見課長補佐 第7回の検討会は、12月18日、月曜日、午後2時から、本日より同じ中央合同庁舎第4号館の220会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 それでは、これで終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。